当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における令和８年改正前の省令第18条第3項第1号算式の符号Bの額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.989 × 0.25 − h × 0.989 × 0.25

g × 0.989 × 0.25 及び h × 0.989 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の副題「第12表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和８年改正前の省令附則第12条の３第２項算式の符号B'の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［略］

α　1.00

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

{ (A × 0.05 − B) × 0.973 × C} × 0.75 − (D × 1.141 × E) × 0.75

算式の符号

［略］

C　別表第６の２のA欄に定める率

D　前年度において地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第９条の15の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

E　別表第６の２のB欄に定める率

当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第71号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和７年改正前の省令」という。）第18条第3項第1号算式の符号Bの額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

算式

g × 0.988 × 0.25 − h × 0.988 × 0.25

g × 0.988 × 0.25 及び h × 0.988 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の副題「第12表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和７年改正前の省令附則第12条の３第２項算式の符号B'の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.90

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

{ (A × 0.05 − B) × 1.173} × 0.75 − (C × 1.602) × 0.75

算式の符号

［同左］

C　前年度において地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第９条の15の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額